

# 幸福について考えるワークショップ事業 仕様書

令和5年2月

岩手県政策企画部政策企画課

この「仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「幸福について考えるワークショップ事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の目的

いわて県民計画（2019～2028）は、県民の幸福を守り育てることを基本目標としていることから、いわて県民計画の推進に向け、県民に「幸福」について考える機会を提供するとともに、ワークショップを通じて県民の幸福感に関する意識を把握し、政策評価に活用することを目的とする。

## 2 委託期間

委託契約日から令和5年11月30日まで

## 3 委託料上限額

1,112千円（税込）

## 4 委託業務の内容

### (1) ワークショップの実施

#### ア 参加対象者

別途県が実施している「県の施策に関する県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）及び「県の施策に関する県民意識調査（補足調査）」（以下「補足調査」という。）によって得られた結果に基づき、受託者と県が協議し、対象者を調整する。

#### イ 参加人数

1回当たり10～30人程度を基本とする。

#### ウ 実施回数

7月上旬を目途に計4回以上の実施とする。

#### エ ワークショップの内容

- ・ ワークショップの進め方は、「幸福について考えるワークショップの手引き（参考資料）」を基本とし、大幅に変更する場合は、県と協議すること。
- ・ 幸福に関連する話題を提供するなど、ワークショップ参加者が円滑に議論出来るような取組を行うこと。
- ・ ワークショップ参加者から、県民意識調査及び補足調査で把握した県民の実感に関する意見を聴取すること。

### (2) 実施スケジュール

委託契約後は、関係機関との協議などを速やかに行い、本業務の業務計画書（任意様式）を発注者へ提出すること。

(3) 報告書の作成

ワークショップを実施した都度、その実施内容等を取りまとめ、別紙報告様式を作成の上、ワークショップ開催後に速やかに提出すること。

成果については、A4判の規格で製本したものを1部提出するとともに、CD-R等の電子記録媒体に記録したものを1部提出すること。

## 5 契約に関する事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物並びに資料及びその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払の完了をもって受託者から県に移転するものとする。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(5) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機械・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。

(6) その他

本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。

(報告様式)

開催日時		令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
開催場所（市町村）		（例）〇〇センター（△△市）
参加者	団体名など	
	参加者数 ※属性の記載	
<b>県民意識調査及び補足調査で把握した県民の分野別実感に関する意見</b>		
分野別実感の項目名		
<p>記載内容：ワークショップ参加者から得られた分野別実感に関する意見を記載願います。</p> <p>記載方法：意見の最後に（ ）書きで属性（年代・性別）を記載願います。</p> <p style="padding-left: 40px;">（例）□□□□□□□□□□。 (20代・女性)</p>		
分野別実感の項目名		
分野別実感の項目名		
<b>ワークショップの内容</b>		
<p>記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幸福カルテの結果、幸福宣言の内容の記載の他、ワークショップの状況写真等を添付願います。</li> </ul> <p>※こちらに「別紙のとおり」と記載し、別葉で作成しても構いません。</p>		